

仕 様 書

第 1 委託件名

島しょ地域縁結び観光に係る魅力開発事業業務委託

第 2 契約期間

契約確定日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

第 3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第 4 目的

出会いや縁結びを目的とした、東京都島しょ地域を観光する旅行商品の造成・販売促進と観光 PR により、国内在住の 20 歳代から 40 歳代を中心とした旅行者を島しょ地域への誘客を促進する。島しょ地域に新しい観光の魅力を付与することで、旅行目的地としての認知度向上を図り、島外からの旅行者の新たな観光意欲を喚起する。

第 5 定義

本仕様書で使用する「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島の 11 島をいう。

「ターゲット」とは、国内在住の 20 歳代から 40 歳代を中心とした旅行者をいう。

「島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト」とは、都と TCVB が実施している、本委託、旅行商品の造成・販売支援事業、ハード整備・ソフト事業補助を含む一連のプロジェクトをいう。

第 6 委託業務内容

1 全般について（事業主旨について）

ターゲットを島しょ地域へ誘客するために、事業全体を通して「第 4 目的」を念頭に置き、以下 2～4 の施策を企画・実施すること。

2 縁結び観光プランナーの派遣

本委託の全体監修を行う縁結び観光プランナー（専門家）を選定し、本事業の取組に関する指導・助言を行うこと。

（1）縁結び観光プランナー要件

地域観光資源の発掘、コンサルティング、及び情報発信を専門としている者もしくは団体であること。

（2）縁結び観光プランナーの役割

- ア 本委託の全体監修を行うこと。
- イ 「島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト」の各事業について、各地域が展開することが出来るよう、希望する自治体や観光協会（以下「団体」という。）へ赴き、指導・助言を行うこと。
- ウ 以下3「モニターツアー実施による基礎調査」において、モニターツアーの観光スポットや体験等の選定、行程の設定、参加者の招聘に関して指導・助言を行うこと。また、2回のモニターツアーに同行すること。
- エ 以下4「情報発信」において、WEB ページの内容作成やページデザインに関して指導・助言を行うこと。SNS にて発信する記事作成に関して指導・助言を行うこと。また、その他有効的な媒体の選定に当たって、指導・助言を行うこと。
- オ 次年度以降、各地域が継続的に商品造成や情報発信等行えるよう、本委託で得られた知見や手段を記録として残し、各地域及び旅行事業者等へフィードバックすること。フィードバックの方法は、提案の上、TCVB と協議し決定すること。

(3) 派遣対象団体

大島、新島、式根島、神津島等の4島程度。

(4) 派遣回数

計12回程度（1団体あたり2～3回以内）。

3 モニターツアー実施による基礎調査

当該目的を達成するため、適切な参加者を招聘し、モニターツアーによる基礎調査を実施すること。

(1) モニターツアー実施時期

モニターツアーの実施時期については、以下の時期を目安とし、計2回実施すること。

- ① 平成30年6月から7月上旬までの期間中に実施（以下「前半ツアー」という。）
- ② 平成30年9月から10月上旬までの期間中に実施（以下「後半ツアー」という。）

ただし、荒天や自然災害等、やむを得ない事情により実施時期の変更が必要な場合は、TCVB と協議の上、決定すること。

(2) モニターツアー実施地域

前半ツアーは神津島の1島、後半ツアーは新島・式根島の2島とする。

(3) 観光スポットや体験等の選定

ア 選定方法

独身男女向けの旅行商品になり得る、島しょ地域の観光スポット、体験、宿泊施設、イベント会場、アクセス方法等を選定する。選定にあたっては、観光部門以外の関連する行政機関、観光協会及び交通事業者等の意見も踏まえること。なお、選定から最終決定における全ての過程において、TCVB と協議を行いながら事業を進めること。

イ 関係者への事前説明

関係者（市町村・観光協会・各事業者等）に対し、当該事業の説明、連絡調整を行うこと。

(4) モニターツアー行程の設定

上記(2)の各島の観光施設等を巡るツアー行程を、以下の点に留意し作成すること。

- ① 前半ツアーでは神津島現地にて1泊、後半ツアーでは新島・式根島に各島に1泊ずつ（計2泊）する行程を組むこと。ただし、船中泊については泊数に含まない。
- ② 島外発着地が都心から離れており、発着地付近での宿泊を伴う場合は泊数に含まない。
- ③ 移動手段や移動ルートを選定の上、TCVBの了承を得ること。

(5) モニターツアー参加者の招聘

ア 前半及び後半ツアーへ、各10名程度の参加者を招聘すること。参加者の選定に当たっては事前に招聘候補者リストを作成し、TCVBと協議の上、決定すること。

《参加者の例》

- ① メディア（WEB、紙媒体、インスタグラマー等）やイベント会社等
- ② 国内在住の20歳代から40歳代の男女カップル（未婚・既婚不問）等

イ モニターツアーの参加者に対し、以下の①から③までの手配等を行うこと（現地ガイド・TCVB事務局職員（2名程度）など参加者分も含めて行うこと）。

なお、各手配に係る諸経費は受託者の負担とする。

- ① モニターツアーを開催する地域までの移動手段（島外発着港が下田等、都心から離れている場合は、都心と発着港間の移動手段も含む）
- ② 参加者の旅行保険及び行程中の宿泊、食事、観光施設利用など（島外発着港が下田等、都心から離れており、発着港付近で宿泊が必要な場合は、宿泊、食事も含む）
- ③ 意見交換会の会場・参加者の選定

ウ 被招聘者、関係者等（市町村・観光協会・各事業者等）からの問い合わせ等に対応すること。

(6) モニターツアーの実施

(3)で設定した行程に沿って、計2回のモニターツアーを実施すること。また、実施に際しては以下の点に留意すること。

ア 各ツアーに必ず上記2の縁結び観光プランナー等及び添乗員を同行させること。また、必要に応じて、対象となる地域に対する豊富な知見を有する現地ガイドを同行させること。

イ 到着地からモニターツアー地域までの交通手段手配については、参加者の快適性などに十分に配慮すること。

ウ 行程中の宿泊施設については原則として個室とすること。

エ 各ツアーの案内等についてまとめた資料を参加者に配布すること。

オ モニターツアー参加者に対して、アンケートを実施すること。

なお、アンケートは島しょ地域において、モニターツアーの実施地域のみならず、他の島しょ地域および島しょ地域全体に関する質問も含めること。

カ 両ツアー共、メディア（雑誌、WEB等）に取材をしてもらい、ツアーの様子や地域の魅力を発信してもらうこと。

4 情報発信

本事業に関連性のある既存のWEBページを活用、または新たにWEBページを作成し、旅行商品や観光資源等を紹介する等、運営管理すること。また、本事業に関連性のある既存のSNSアカウントを活用し、情報発信を行うこと。その他、効果的な方法を提案すること。

(1) WEBページについて

ア 実施体制について

本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ サイトの運営について

- ① 受託者が用意するサーバーにて運営管理すること。
- ② 既存のWEBページを活用する場合、受託者が独自に有している媒体等を活用すること。
- ③ 当該事業のページ来訪者を増やすため、サイト内での効果的な導線等を提案し、実施すること。
- ④ サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- ⑤ WEBサイトの更新や、掲載項目については、別紙3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を参考にすること。

ウ デザイン・構成

- ① 都とTCVBが実施している「多摩・島しょ魅力発信事業」にて保有しているサイト「TAMASHIMA.tokyo」と相互リンクを貼ること。（「TAMASHIMA.tokyo」内に作成される「別事業紹介ページ」から飛ぶイメージ。「別事業紹介ページ」は、「多摩・島しょ魅力発信事業」の委託事業者が作成予定。）
- ② 都やTCVBが実施する他の事業と、TCVBからの要望に合わせて連携し、必要に応じてバナー作成や相互リンク等の対応すること。
- ③ 受託者の有する既存の媒体等も活用し展開すること。
- ④ デザインについては、①「TAMASHIMA.tokyo」も参考にしつつ、国内在住の20歳代から40歳代の女性の目を引くようなものにする。また、写真やイラストを積極的に使用し、視覚に訴えるような見栄えとすること。
- ⑤ トップ及び各ページのデザインはそれぞれ複数案制作し、TCVBと協議の上決定すること。
- ⑥ スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。

エ 言語

日本語のみとする。

オ コンテンツ

① トップページ

本事業の主旨等を記載すること。以下②～⑥のページへ飛べるようにすること。

② 平成 29 年度及び平成 30 年度に「島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業」にて採択された旅行商品に関連する情報（各事業者の HP 等へのリンクも貼ること）

③ 観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）等（上記第 6 2 において発掘した内容含む。）

④ 観光 PR パンフレット（平成 29 年度「縁結びをテーマとした島しょ地域の情報発信業務委託」にて制作した観光 PR パンフレットのデジタル版）

⑤ 縁結び観光プランナー等によるモニターツアーに関する記事

⑥ 島しょ各地域へのアクセス（「TAMASHIMA. tokyo」内にあるアクセス情報と齟齬がないようにすること。）

⑦ その他、TCVB と協議の上決定すること

カ 開設時期

平成 30 年 7 月頃とする。

キ 平成 31 年度以降の引継ぎについて

平成 31 年度以降、受託者が変更になった場合でも、継続的に運営できるよう引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。既存の WEB ページを活用した場合は、オのコンテンツ等を引継ぐこと。新たに WEB ページを作成した場合は、コンテンツ等のみならず、PV 数の集積システム等も含むこと。

(2) SNS について

受託者が有しており、かつ本事業に関連性のある SNS（Facebook、Instagram、Twitter 等）を活用し、情報発信を行うこと。（定期的な更新を含む。）

ア 言語

日本語のみとする。

イ コンテンツ

上記 4（1）で開設した WEB ページと連携させた情報の拡散を実施すること。

ウ 配信開始時期

上記 4（1）の WEB ページの開設時期と合わせること。

エ 誘引広告

サイト来訪者を増やすため、効果的な集客施策を提案し、実施すること（例：Facebook 広告等）。

(3) その他の方法

上記（1）（2）の他に、ターゲットが島しょ地域を知るきっかけ作りとなる有効的な方法を提案し、TCVB と協議の上決定し、情報発信を行うこと。（例：雑誌の記事広告、

イベント開催等。)

第7 実施報告結果

受託者は、全ての工程終了後に、全体（「第6 委託業務内容」の内容）をまとめ、以下1，2を作成して提出すること。内容や体裁については、TCVBと協議の上、決定すること。

1 報告書 2部

原則として、Microsoft Office（A4版、横書きカラー）で作成すること。

内容や体裁等については、TCVBと協議の上、決定すること。

2 報告書類の電子データ一式（CD-R） 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または

「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-Rに保存すること。

第8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVBに帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についてもTCVBのものとなるよう手配すること。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、第8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- (2) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (3) 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱については、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第11 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを TCVB に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に報告すること。
- (4) 本契約の履行に当たり、TCVB が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (5) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、TCVB 及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (6) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、TCVB が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (8) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (9) 受託者は、この仕様書のほか、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

第12 連絡先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部 事業課

電話： 03-5579-2682

FAX： 03-5579-8785